
電子移転可能型前払式支払手段の種類等		一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額	移転可能額の上限等
種　類	名　称		

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

４．「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

５．「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の３第２号ロに掲げる前払式支払手段をいう。

６．「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。

①　残高譲渡型前払式支払手段

②　番号通知型前払式支払手段

③　第23条の３第２号ロに掲げる前払式支払手段

７．「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i)及び(ii)の事項を記載すること。

①　残高譲渡型前払式支払手段

(i)　移転が可能な１件当たりの未使用残高の額

(ii)　移転が可能な１月間の未使用残高の総額

②　番号通知型前払式支払手段

(i)　一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な１件当たりの未使用残高（当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。(ii)において同じ。）の額

(ii)　一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な１月間の未使用残高の総額

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

４．「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

５．「移転可能額の上限」は、第23条の３第１号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第３条第１項第１号の前払式支払手段にあっては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第２号の前払式支払手段にあっては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

［加える。］

［加える。］